

令和 8 年

第 2 回柳泉園組合議会定例会会議録

令和 8 年 5 月 2 7 日開会

柳泉園組合議会

令和 8 年第 2 回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	4
・諸般の報告	4
・行政報告	5
・議案第 9 号（上程、説明、質疑、討論、採決）	2 0
・議案第 1 0 号（上程、説明、質疑、討論、採決）	2 3
・議案第 1 1 号（上程、説明、質疑、討論、採決）	2 7
・議案第 1 2 号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 1
・議案第 1 3 号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 4
・議案第 1 4 号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 7
○閉 会	3 9

令和 8 年第 2 回
柳泉園組合議会定例会会議録

令和 8 年 5 月 2 7 日 開会

議事日程

1. 会期の決定
 2. 会議録署名議員の指名
 3. 諸般の報告
 4. 行政報告
 5. 議案第 9 号 損害賠償の額の決定についての専決処分について
 6. 議案第 10 号 柳泉園組合行政手続条例の一部を改正する条例の専決処分について
 7. 議案第 11 号 柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
 8. 議案第 12 号 柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
 9. 議案第 13 号 柳泉園組合公告式条例の一部を改正する条例
 10. 議案第 14 号 柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例
-

1 出席議員

1 番 当 麻 一 哉	2 番 関 根 光 浩
3 番 村 山 順次郎	4 番 小 林 たつや
6 番 大 林 光 昭	7 番 原 かずひろ
8 番 斉 藤 まさひろ	9 番 松 本 潤

2 欠席議員

5 番 保 谷 なおみ

3 関係者の出席

管 理 者	富 田 竜 馬
副 管 理 者	原 田 ひろみ
副 管 理 者	池 澤 隆 史

助 役	山 下 一 美
会計管理者	木 村 大 輔
清瀬市市民環境部長	門 田 尚 典
東久留米市環境安全部長	関 知 紀
西東京市みどり環境部長	白 井 一 嘉

4 事務局・書記の出席

総務課長	米 持 讓
施設管理課長	濱 田 伸 陽
技術課長	横 山 雄 一
資源推進課長	近 藤 修 一

書記	上 里 直 樹
書記	松 本 賢 一
書記	清 水 翼
書記	窪 谷 ジュンカイル

午前10時00分 開会

○議長（当麻一哉） 本日、第9番、松本潤議員より遅参の連絡がございます。また、第5番、保谷なおみ議員は遅参されております。

定足数に達しておりますので、ただいまより令和8年第2回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

○議長（当麻一哉） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことにつきましては、5月20日に代表者会議が開催されております。

東久留米市の代表委員、村山順次郎議員に報告を求めます。

○3番（村山順次郎） おはようございます。去る5月20日、代表者会議が開催され、令和8年第2回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

令和8年第2回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、5月27日、本日1日限

りいたします。

また、本日の日程といたしましては、お手元に既に御配付のとおりでございます。

まず、「日程第 3、諸般の報告」は、書面配付をもつての報告といたします。

次に、「日程第 4、行政報告」を行い、質疑をお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第 5、議案第 9 号、損害賠償の額の決定についての専決処分について」を上程し、質疑、討論を経て採決いたします。

次に、「日程第 6、議案第 10 号、柳泉園組合行政手続条例の一部を改正する条例の専決処分について」を上程し、質疑、討論を経て採決いたします。

次に、「日程第 7、議案第 11 号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を上程し、質疑、討論を経て採決いたします。

次に、「日程第 8、議案第 12 号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を上程し、質疑、討論を経て採決いたします。

次に、「日程第 9、議案第 13 号、柳泉園組合公告式条例の一部を改正する条例」を上程し、質疑、討論を経て採決いたします。

最後に、「日程第 10、議案第 14 号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、質疑、討論を経て採決いたします。

以上で本日予定された日程が全て終了となり、令和 8 年第 2 回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議での第 2 回定例会に係る決定事項でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（当麻一哉） 報告は終わりました。

これより代表委員報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 質疑なしと認めます。以上をもって代表委員報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の御報告のとおり、本日 1 日限りとし、日程表のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日とし、日程表のと

おりとすることに決しました。

○議長（当麻一哉） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第7番、原かずひろ議員、第8番、斉藤まさひろ議員、以上のお二方をお願いいたします。

○議長（当麻一哉） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（当麻一哉） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（富田竜馬） おはようございます。令和8年柳泉園組合議会第2回定例会の開催にあたり、議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。

各市とも、第2回定例会の開催を控えまして、それぞれ大変お忙しい中、本日の定例会に御出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

本日の定例会におきましては、行政報告の中で、令和8年2月から令和8年4月までの主な事務事業につきまして御報告をさせていただきます。また、御案内のとおり、専決処分や条例改正など、6件の議案を御提案させていただいております。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（当麻一哉） 続きまして、山下助役より異動のあった特別職及び柳泉園組合職員の紹介をお願いいたします。

○助役（山下一美） 前回の定例会より当組合理事者、会計管理者及び関係職員に異動がありましたので、御紹介いたします。

初めに、副管理者、原田ひろみ清瀬市長でございます。

○副管理者（原田ひろみ） よろしくをお願いいたします。

○助役（山下一美）　続きまして、木村大輔会計管理者でございます。

○会計管理者（木村大輔）　おはようございます。ただいま御紹介いただきました、このたび柳泉園組合の会計管理者を拝命することとなりました木村大輔でございます。よろしくお願い申し上げます。

○助役（山下一美）　続きまして、4月1日より助役の職を拝命いたしました山下と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

　　以上で紹介を終わらせていただきます。

○議長（当麻一哉）　続いて、「日程第4、行政報告」を行います。

○助役（山下一美）　それでは、行政報告をいたします。

　　今回の行政報告につきましては、令和8年2月から4月までの3か月間の柳泉園組合におきます事業運営等の報告となります。

　　「行政報告」を御覧ください。

　　初めに、1ページの総務関係、1、庶務について、（1）事務の状況について、特に通常の事業運営と異なる点について御報告いたします。

　　2月4日に柳泉園組合周辺自治会協議会令和7年度第2回臨時協議会を開催し、周辺自治会の皆様へ第2回柳泉園組合・東村山市加入協議会の報告を行いました。その中で「柳泉園組合・東村山市加入協議に伴う実証実験に関する覚書（案）」及び「柳泉園組合・東村山市加入協議に伴う新清掃施設整備構想策定に関する覚書（案）」が原案のとおり決定した旨の御報告を行いました。なお、令和8年第1回柳泉園組合議会定例会においてこの内容は御報告済みでございます。

　　また、4月28日に第6回柳泉園組合・東村山市加入協議会幹事会を開催しております。

　　次に、3ページ、1、ごみ及び資源物の搬入状況について、今期における関係市のごみの搬入量等は、表4-1から8ページの表6までに記載のとおりでございますので、御参照いただければと思います。昨年同期と比較し、可燃ごみのみ微増となっておりますが、全体的に減少傾向の状況が今期におきましても継続しております。

　　続きまして、9ページ、2、施設の稼動状況についてでございます。

　　（1）柳泉園クリーンポートにつきましては、今期におきましても定期的な測定調査及び定期点検整備補修工事等を実施し、順調に稼動しております。

　　10ページ、表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございます。柳泉園クリーンポ-

トにおける可燃物等の焼却量は合計 1 万 4, 8 8 8 トンで、昨年同期と比較し 4 3 8 トン、3. 0 % の増加となっております。

表 8、ばい煙測定結果から 1 2、1 3 ページの表 1 1、下水道放流水測定結果までの各種測定結果におきましては、測定項目全てにおきまして基準に適合しております。また、今期におきまして水銀の検出はございませんでした。

続きまして、1 4 ページ、(2) 不燃・粗大ごみ処理施設についてでございます。今期におきまして定期的な補修工事等を実施し、順調に稼動しております。

表 1 2、不燃・粗大ごみ処理施設処理状況でございます。不燃ごみと粗大ごみの処理量は 1, 8 2 5 トンで、昨年同期と比較し 9 8 トン、5. 1 % の減少となっております。

(3) リサイクルセンターにつきましては、今期におきまして故障等もなく、順調に稼動しております。

表 1 3、リサイクルセンター資源化状況でございます。資源化量は 1, 0 5 9 トンで、昨年同期と比較し 4 トン、0. 4 % の減少となっております。

1 5 ページ、3、最終処分場につきましては、表 1 4 を御参照ください。焼却残渣は引き続き東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚処分場内のエコセメント化施設に全量を搬出し、今期におきましては 1, 9 3 3 トン、昨年同期と比較し 1 6 7 トン、9. 7 % の増加となっております。

4、不燃物再利用状況についてでございます。不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物やくずガラスにつきましては、全て埋立処分をせず、ガス化熔融や選別破碎処理等により燃料ガスや路盤材として再利用をしております。表 1 5 に記載のとおりでございます。

次に、1 6 ページ、し尿処理施設関係でございます。

表 1 6 - 1 から表 1 6 - 3 までを併せて御参照ください。

し尿の搬入状況でございますが、総搬入量は 1 7 4 キロリットルで、昨年同期と比較し 1 8 キロリットル、9. 4 % の減少となっております。

1 7 ページ、2、施設の稼動状況についてでございます。今期におきまして故障等もなく、順調に稼動しております。

表 1 7 の下水道放流水測定結果につきましては、測定項目全てにおきまして排除基準に適合しております。

次に、1 9 ページ、施設管理関係でございます。

1、厚生施設につきましては、表18-1から20ページの表18-3を併せて御参照ください。

施設の利用状況につきましては、昨年同期と比較いたしますと、屋外施設である野球場が35回、12.6%の減少となっております。一方で、室内プールにおきましては2,955人、19.3%の増加でございました。その他の施設の利用につきましてはほぼ横ばいの状況でございました。

20ページ、(2)施設の収入状況についてでございます。表19に記載のとおりでございます。昨年同期と比較し140万9,660円の増となっております。

最後に、21ページ、(3)施設の管理状況についてでございます。室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表20及び表21に記載してございます。いずれにおきましても水質基準に適合しております。

また、行政報告の対象期間外についての報告とはなりますが、東村山市との加入協議に伴い交通量等調査業務を行ったところでございます。調査期間は令和8年5月11日(月曜日)から5月22日(金曜日)までの午前8時から午後5時までで、この間、水曜日及び土曜日、日曜日を除いた計8日間行ったところでございます。調査内容は調査員による目視、数取り、画像記録により実施いたしました。なお、排ガス調査も併せて5月14日(木曜日)及び15日(金曜日)に実施しております。調査結果につきましては適宜御報告を行う予定でございます。

以上、簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

○議長(当麻一哉) 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○3番(村山順次郎) それでは、広域化協議等、幾つかの観点で伺いたいと思います。

今ほど御報告をいただきまして、交通量調査を覚書に基づいて実施されたということでございます。適宜ということで、詳細な御報告は後日ということなのだと思いますけれども、これはいつ頃いただけるものなのか。例えば、次の定例会ぐらいにはこういう結果でしたというものをいただけるものなのかどうか、その見込みをもしお持ちでしたら、すみません、少し御説明いただければと思います。これが1点目でございます。

続きまして、2点目です。前回の定例会におきまして、東村山市より、柳泉園組合における新清掃施設において、東村山市の燃やせるごみ以外についても一緒に処理できるよう

に協議に参加したい旨の申出があったとのことで、その理由について質問をさせていただいております。端的に私なりに短く御答弁を紹介するとすれば、把握はないという御答弁であったと認識しております。この質問は前回も前々回もお伺いをしております。把握はないという御答弁とともに、ぜひ東村山市に確認していただいて、なぜこのような申入れに至ったのかということについて、特に前回、私は言葉を尽くして、なぜそのような質問をするのか、なぜこれを求めているのか、できる限り、能力の限りにおいて質問をさせていただきましたが、御答弁は、把握がありません、言及がないですという御答弁であったと思います。その後、回を重ねて質問をしておりますし、言葉を尽くして質問もいたしましたので、御答弁は御答弁であったのですが、その理由について、東村山市から表明、言及があるなり、あるいは、聞いていただいて、こういう回答であったなり、その後、この点について動きがあるかどうか、あったとすればどんなものであったのか、伺いたいと思います。念のため少し申し上げておきたいのですが、私としては、明確な理由の把握なく、何となく新清掃施設において東村山市の一般廃棄物全般を受け入れる協議が進むことは許容しかねるという重大な決意を持って質問をしておりますので、それ相応の御答弁をお願いできればと思います。

3点目でございます。市民に対する説明会の開催について、前回もお聞きしましたが、今回もお聞きしたいと思います。東久留米市議会では一般質問で、ある市議から、市議会と市民への丁寧な情報提供を求める意見がございました。また、関係市と東村山市の共産党市議でこの前集まりまして、意見交換を行いました。協議について、情報提供や説明が不足しているのではないかという意見が聞かれました。確かに協議の結果についてはホームページで公表されていますが、第2回柳泉園組合・東村山市加入協議会については特に質疑もなく、具体的な協議の状況についてイメージが持ちづらい状況となっていることは指摘できるかなと思います。市議会議員であってもそうなので、市民であればなおさらそうだろうと思います。言うまでもないことですが、柳泉園組合の事業、事務は市民の理解がなければ何事も進まないものと私は思います。今般、交通量等の実証実験も行われていて、いつかの時期には、この後、御答弁をいただけるかもしれませんが、その結果についてもまとめがされると思いますので、この辺の期日を目安にして、その結果も踏まえて、協議の状況について中間で市民説明会を開催すべきだと、この時点でも私はそうと思いますが、いかがでしょうかということが3点目でございます。

4点目で、少し細かい質問になって恐縮なのですが、「第2回柳泉園組合・東村山市加

入協議会資料」というものが公表されております。その中にCO₂に関する記述がございまして、協議会資料の別紙2「柳泉園クリーンポートへの影響等について（5）温室効果ガス排出量について」という資料がございまして、資料によれば、広域化前は1万5,493トンのCO₂であるところ、広域化することによって1万4,876トンのCO₂になり、およそ4.0%減少するという資料がございまして、当然の前提を確認したいのですが、柳泉園組合及び東村山市の秋水園のそれぞれの既存施設があって、燃やせるごみの処理が、変化した場合、このように変化するという資料なのだと思うのですが、広域化前の柳泉園組合、秋水園の排出量はこうで、広域化後はこう変化するなど、算出根拠ですとか、前提となる条件をもう少し、この資料を理解する意味で、何でも結構ですので、この資料の詳細について御説明いただければなということです。

5点目です。協議が調った後の手続についてでございます。東久留米市議会では、柳泉園組合議会の定例会がございまして、柳泉園組合議員が交代で柳泉園組合議会の報告を市議会に対してしております。本会議の場で、この報告に対して他の市議から質疑を受ける仕組みとなっております。前回の定例会後、東久留米市議会における報告に対してある議員から質疑があったので、この点を伺いたいと思います。昨年、第3回定例会におきまして、大林議員の質疑に対する答弁で既に一定示されているところなのですが、改めて伺いますので、恐縮ですが、改めて御答弁いただければなと思います。その際のやり取りで、広域化協議が調った場合の手続について御答弁がございました。ざっくり要約しますと、広域化協議が調いましたら、まず、東京都との協議・調整、その後、地方自治法第290条に基づき、関係市議会の議決、その上で東京都への許可申請を経てということだと思います。その認識でよいかどうか、正確ではないかもしれないので、確認をさせていただければなと思います。あわせて、東京都への許可申請を経て、その後、遺漏がなければ許可を得られることになるのだと思うのですが、許可が届くまで、柳泉園組合議会において条例の改正ですとか、あるいは必要経費が盛り込まれた予算の提出ですとか、東村山市が柳泉園組合に加入することを前提とした議案等の事件はないという理解でよいかどうか、その点を少し確認させていただきたいと思います。

広域化については以上でありまして、別の点で伺いたいと思います。

清柳園の跡地の焼却施設解体工事についてでございます。最新の「清柳園焼却施設解体工事工事かわら版」を拝見いたしますと、建物撤去・解体は終わっていて、汚染土壌の除去が進められている様子が分かります。先日、同施設跡を敷地外から見学してまいりまし

た。敷地外周にはネットとフェンスがかけられておりまして、少し目隠しをされておりまして、中の様子もうかがい知ることができまして、重機が動いていて、1個、1立米1トンぐらいありそうなバッグが積み上げられ、鉄筋コンクリートを破砕したようなもの、あるいは何らかの管渠であったのだろうなと思われるものの残骸、そうされるということですが、そういうものが分別されて山積みになっている様子というものも見ることができました。改めてですが、現在、同跡地で実施されている工事のあらましと、今年度における作業予定、これがどうなっていくのか、なっているのか、現時点での予定を伺いたいと思います。

また、もう1点ですが、地下水の分析を継続して実施していただいております、その結果についても御公表いただいております、ダイオキシン類については継続してこの間、基準値を超える濃度が出ているということでもあります。環境基準が1ピコグラム－TEQ／リットルのところ、1か所では9.9ピコグラム－TEQ／リットル、別の場所では18ピコグラム－TEQ／リットルということになっております。その結果と併せてコメントが載せられておりまして、人への影響について、環境基準を超えた場所から地下水の流れる方向に、地下水の飲用井戸は確認されていないので、人への影響はないという御説明なのですが、ここ数回の分析により、下がってきてはいるものの、2か所の数字を心配する声も聞かれるところであります。人への影響についてどのように理解すればよいのか。例えば、将来において近隣地域で井戸を掘ることなどのリスク、こういうものを考えなくてよいのか、少し御説明いただければと思います。

もう最後にしたいと思います、新清掃施設における学習教育のための施設について意見を述べて、見解を伺いたいと思います。新清掃施設整備基本構想では、施設整備にあたって基本方針を7つ掲げております。この7番目として、環境学習機能を有する施設として、ごみの処理や資源化、エネルギー創出等の環境分野に関する知識や情報を、多様な視点で発信する環境学習機能を有する施設を目指しますということが書かれております。柳泉園組合議会としてこの間何度か、毎年やっております行政視察がございますが、他市、他団体の建て替えられた新しい清掃施設を見学するのですけれども、いずれも単なる工場見学という範囲を超えまして、施設の意義や、役割の学習に加えて、様々な観点での学びが得られる工夫がされていると感じているところです。

少し踏み込んで意見を述べて、見解を伺いたいと思います。先日、多摩六都科学館に行きまわりました。プラネタリウムとともに、展示室などでは、物理、化学、地学、生物

の基本が学べる、かつ学校での学びと連携した展示品で、その実感を持てる内容となっていて感じてきました。これに倣って、柳泉園組合の事業と関わりのある形で、環境、この問題で学ぶこととともに、発電などの電気工学、機械工学、建築、土木、情報工学など、大学で言えば工学部で学ぶ分野の入り口になる展示を、ミュージアムとして検討していただけないかなと思います。本日の報告では、あまり多くありませんが、2025年5月から7月には、一般で90人、社会科見学で787人、合計877人が柳泉園組合施設の見学にいらしています。総合的な検討にあたっては、関係市の教育委員会などにも意見を聞く仕組みをつくって、見学に来る小中学生にとって学校での教育と連携する施設となるように検討する仕組みづくりもお願いしたいと思います。このミュージアムが現実のものとなったときには、どのように運営するのが適当か、多摩六都科学館が持つ事業評価委員会のように、適切にモニタリングや改善が図れる仕組みづくりも併せて検討していただきたいなと思います。また、そのような施設を企画、そして維持・運営するためには、学芸員資格を持つ職員の採用と育成ということも必要になろうかなと思います。このような仕組みづくりとともに、環境学習と科学技術の学習機能を有する施設、ミュージアム、仮に名前をつけるなら、環境技術館のような施設にさせていただくことを求めて、現時点での見解を伺いたいと思います。

○総務課長（米持譲） それでは、私から5点ほど答弁させていただきます。

まず、交通量調査の報告の件でございます。議員お見込みのとおり、次回の定例会には報告ができるものと考えてございます。

次に、2点目の、新清掃施設の燃やせるごみ以外の処理を希望する理由の確認の進捗についてのお尋ねでございます。恐れ入ります。前回の第1回定例会で答弁させていただいたとおり、協議内容につきましては加入協議会、同幹事会を通してされるものと考えてございます。第1回定例会以降、加入協議会は開催されておりませんので、燃やせるごみ以外の処理を希望する理由は把握していないところでございます。

次に、3点目の、加入協議の説明会の開催についてのお尋ねでございます。こちらも、前回の第1回定例会で答弁したとおり、柳泉園組合・東村山市加入協議会にて、東村山市が加入した際の周辺環境及び既存施設への影響を確認の上、当組合として最も大切にしております周辺自治会の方々に安心していただくべく、協議内容について、柳泉園組合議会へはもとより、周辺自治会の方々へ適宜報告を行っているところでございます。また、関係市の方々へは「りゅうせんえんニュース」、ホームページ等を活用し情報提供を行って

おり、説明会の開催は考えていないところでございます。

続きまして、加入協議会での協議の結果、東村山市が加入となった場合の手続について、予算議案等のお尋ねでございます。村山議員お見込みのとおり、前回、大林議員に答弁させていただいた内容のとおりでございます。また、予算措置等につきましては、現在、東京都へ照会中でございます。分かり次第何らかの形でお知らせをさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

最後に、新清掃施設における環境学習機能についてのお尋ねでございます。当組合が整備を進めております新清掃施設につきましては、単に廃棄物を適正に処理するための設備としてではなく、市民の皆様が環境問題を自分事として捉え、行動につなげていくための環境学習拠点としての役割を担うことを重要な位置づけとして、現在も同様ではございますが、必要であると考えております。また、見学者動線の整備により、焼却炉、資源化施設の処理工程を安全に、かつ分かりやすく見学できるようにすること、環境学習を図れる空間の設置、廃棄物の発生抑制やリサイクルの重要性、再生可能エネルギーの活用などを学べる展示、教材を整備すること、施設のエネルギー活用が見える化などを行いまして、発電量やCO₂削減効果などをリアルタイムで確認できる仕組みの検討など、これらの今後想定される取組を市民の方々、周辺の方々と検討することにより、新清掃施設が、こどもから大人までの幅広い世代が環境について学び、持続可能な社会づくりに向けた行動変容を促す場となるよう整備を進めていければと考えております。

○技術課長（横山雄一） それでは、柳泉園組合・東村山市加入協議会の資料に関する質問にお答えいたします。二酸化炭素排出量の算出方法や条件等について教えてほしいというお尋ねでございました。こちらにつきましては、柳泉園組合及び秋水園を合わせた排出量を令和6年度の計算を基に焼却量のみ反映し、算出した令和9年度から13年度の5年間の平均で比較したものとなっております。東村山市が加入した場合の二酸化炭素排出量につきましては、可燃ごみの焼却量の増加に伴い、CO₂排出量は増となりますが、発電量の増加及び秋水園の焼却停止で排出量が減少することにより、全体で4%の削減となっている状況でございます。

○施設管理課長（濱田伸陽） 2点ほど、清柳園の関連での質問でございます。

1点目については、清柳園焼却施設解体事業におけるあらましと進捗についての御質問であったかと思います。まず、清柳園焼却施設解体事業におきましては、台風の影響によって集じん機が傾きまして、それで、施設の老朽化を機に解体事業の計画を示しました。

その後、解体事業の実施設計の中で土壌調査をした結果、汚染土壌と埋設廃棄物が存在するということが分かりました。そして、そのことを東京都の指導の下に届出を行う、この届出を行った段階で形質変更時要届出区域と指定されまして、そこで、土壌汚染対策法に基づくその届出の解除を目指して、今、工事を進めているところでございます。今の進捗状況でございますけれども、清柳園焼却施設の本体のプラント等建物は全て、解体を終えています。煙突についても解体が終わっています。現在、地中に残っている杭や基礎構造物等の撤去と並行しながら、敷地内の汚染土壌、鉛、フッ素の処理と、埋設廃棄物の掘削除去の工事を進めております。この掘削除去においては、敷地を10メートル四方の区画に分けて、汚染土壌、埋設廃棄物を慎重に掘り起こしている状況でございます。掘削した汚染土壌や廃棄物は専門の処理施設へ搬出し、除去が完了した区画から順次良質土による埋め戻しを行っております。このような土壌汚染対策工事による重要な局面を迎えておりますが、安全に配慮して、令和8年度中の工事の完了を目指している状況でございます。

次に、地下水のダイオキシン類における影響等についての御質問について答弁をさせていただきます。今回は、清柳園の地下水のダイオキシン類の結果につきましては、埋設廃棄物が存在する区域において、その影響が局所的に現れているものだと考えております。そこで、周辺住民の皆様健康への影響ですが、環境省の土壌汚染対策法の施行に関する通知によると、地下水に含まれる鉛やPCB、また、ダイオキシン類などの有害物質は、移動の過程で土壌への吸着や地下水による希釈が進むため、その影響範囲は汚染源からおおむね80メートル圏内とされております。当該地点からこの範囲内において、飲用目的の井戸の使用は確認されておりません。したがって、地下水の直接摂取による健康被害のおそれはないものと判断しております。そして、先ほど、例えば第三者の住民の方が井戸を施工したいという場合の影響というところでの質問があったかと思いますが、まず、今説明してきた本件の地下水調査につきましては、法令に基づいて実施しているものではありません。周辺住民の皆様を安心させるために、自主的に調査として実施しております。よって、環境基準を超過したからといっても、何らの措置や対策を講じることはないのです。周辺の住民の方が仮に井戸施工等をされるような影響はということですが、本自主調査の結果をもって、当組合がその因果関係を一概に断定することは困難でございます。今後、住民の方々から井戸施工に伴う具体的な相談や懸念がこちらに寄せられた場合には、当組合の判断で説明するのではなく、市や都の環境セクションや保健所などの所轄官庁とも相談をさせていただき、適切に対応したいと考えております。

○3番（村山順次郎） ありがとうございます。

私の能力の問題で、遑りながら質問をさせていただきたいなと思います。

清柳園の現在行われている、ないし今年度に行われる工事の予定、あらましについてはよく分かりました。改めてよく理解することができました。現時点では特別遅れているとか、遅れる予定とかはないということも分かりましたので、引き続き安全に留意しながら御対応いただければなと思います。公表されている地下水分析の測定結果に付け加えて、例えば吸着ですとか、希釈ですとか、80メートルとか、正確に復唱できませんけれども、さらに詳しい御説明をいただきまして、より理解が進みまして、その点はありがたく感じております。私の理解では、影響というのは、わざわざ井戸を掘って、くんで、その水を飲むというぐらいのことをしないと、現時点では起こり得ないものなのかなという理解はしているのですが、自主的な測定だということの御説明もありましたが、環境基準を超えているということについては心配といえば心配と感じる市民の方が一定数いらっしゃるのかなということは、これはこれで感じるところであります。この点について、問合せ等、工事が進んで、建物が解体されて、土壌改良等の工事がされている様子が外周からでも見て分かる状況もございますので、市民からのお問合せ等々で、こういうことがありましたら情報提供、説明など、御対応方お願いをしたいなと思います。再質問はありません。

所管を完全に把握できずにいろいろ質問をいたしまして、御答弁・御対応いただきましてありがとうございます。

柳泉園クリーンポートの温室効果ガス排出量の広域化による削減効果のところは、メモをし切れなかった部分もありましたけれども、少し分かりました。柳泉園クリーンポートで受け入れて処理する廃棄物が増えることによる増要因、一方で、発電をする量が増えるので、CO₂についての減要因の両方があるという御説明でした。主に発電量が増えることによる効果は、要は、秋水園で燃やしているときのCO₂排出量と、例えば柳泉園クリーンポートで同量を燃やしたときのCO₂排出量は、私の素人的な考えですが、これは行って来いになるのかなと。そして、柳泉園クリーンポートで発電することによるCO₂の抑制効果、どういう計算をするのかは僕は分かりませんが、そういう意味の4%なのかなと。復唱をしたつもりですが、言っていることにそこがあれば、なお御説明いただければなと思います。なければ結構です。

新清掃施設における学習教育のための施設について、現時点での柳泉園組合としての考え方、方向性というのは、新清掃施設整備基本構想に書かれているところよりももう少し詳

しい説明をいただいたかなと感じております。ミュージアムと科学技術、サイエンス、テクノロジー、エンジニアリング等々の、環境に加えて、それは大本が大事なのですが、加えたそういう施設にしていきたい。また、関係市には教育委員会がございますから、当然、見学に小中学生が来ていただいていますから、新しい施設においては、教育との連携、教育委員会等の皆さんの意見を聞いた新しい施設になるように、この工夫はお願いをしておきたいと思います。時々質問をさせていただきたいと思いますが、今日は1回目ということで、再質問はございません。

それで、最初に戻りまして、実証実験の結果については次の定例会までにはいただけるということなので、これは待ちたいなと思います。よろしくお願いします。

それで、東村山市の燃やせるごみ以外について、新清掃施設においては一緒に処理できるように申入れがあった件ですが、前回と変わらない御答弁であったなと感じております。把握していないということであったと思います。私がなぜこの質問をするのかは、前回の定例会で言葉を尽くしておりますので、ここで繰り返すことはいたしません。しかし、それを聞いていただいても、3か月の時間がたってもなお同じ御答弁であったことというのは非常に残念な気持ちを持っております。広域化協議に関しては、柳泉園組合議会に対しては報告をするということになっていると思います。それに対して質問をするというのは、私は、自分の認識としては議員の役割だと思っております。それに対して、事実上、答弁とそのための対応を取っていただけない姿勢というのは、議会軽視ではないかと私は言わざるを得ないと思います。協議を進め、どの段階でも市民と議会に理解を求めながら進めようとするものではないかと思っています。その意見を述べた上で、念のため最後の確認の意味で管理者に伺いたいと思います。東村山市長より、柳泉園組合の新清掃施設において、東村山市の燃やせるごみ以外についても一緒に処理できるように申入れがあった、その理由、どういう経過で、どういう理由なのか、これを東村山市長に尋ねていただいて、その結果を柳泉園組合議会にお知らせいただけないでしょうか。御承知いただいていると思いますが、私は何でも反対という立場ではありません。納得できる理由とその説明があれば、協力すべきは協力する立場であります。管理者の御答弁をお願いしたいと思います。

説明会の開催について求め質問をいたしまして、御答弁をいただきました。加入協議について、市民の皆さんの理解を得ながら進めるという意味で説明会の開催を求めています。現時点では2つの覚書が取りまとめられたところだと。その覚書に基づいた事業もさ

れております。次回の協議会の日程については承知しておりませんが、いずれかの時期にはこれが開かれて、今後の協議の項目やスケジュールもあろうかと思えます。繰り返しますが、施設の協議の性格上、周辺にお住まいの市民の皆さんの理解と協力は欠かせないと思えます。そのためには、市民の皆さんが参加できる形で説明会を開催して、聞くべき意見は聞き、説明すべきことは丁寧に説明して、中間においての手續においても不足なく進めていただくことが重要だと考えております。加入協議が調う前のこのタイミングで、市民向けの説明会の開催を再度お願いしたいと思えます。再質問としては、同じ質問では同じ御答弁になるので、説明会の開催を求める意見があったことを協議会、あるいは幹事会に報告していただいて、議題にして検討していただけないかということでもあります。これはいかがでしょうか。柳泉園組合議会議員の言うことですけれども、検討もせずに却下するということでは私はいかがかなと思えますので、この取扱いですね。協議会ないし幹事会で協議をしていただけないでしょうかという再質問でございます。協議が調った後の手續については了解いたしました。ただ、東京都から許可が出る、どこのタイミングなのかは分かりませんが、柳泉園組合議会に提案される予算ないしは条例、条例ということは想定があるかどうかは分かりませんが、その辺のところは確認すべきものがあるということであったので、これはその結果をお待ちしたいと思えます。引き続きこの点はお願いをしておきます。

3点だと思えます。

○技術課長（横山雄一） それでは、二酸化炭素排出量についての御質問にお答えいたします。若干施設によって条件が異なりまして、排出量の若干の違いはございますが、おおむね村山議員がおっしゃったとおりになります。発電量が増えることによってその効果が出ている状況でございます。

○総務課長（米持譲） 管理者に代わりまして、私から答弁させていただきます。燃やせるごみ以外の処理の確認の進捗についての再答弁をさせていただきます。同様でございますが、第1回定例会以降、加入協議会がまだ開催されていないところでございます。そのため、燃やせるごみ以外の処理を希望する理由は把握していないところでございます。

また、説明会の開催についての再質問でございます。こちらも同様に、協議内容につきましては、柳泉園組合議会へはもとより、周辺自治会の方々へ適宜報告を行っているところでございます。また、関係市の方々へは「りゅうせんえんニュース」、ホームページ等を活用し情報提供を行っておりますので、説明会の開催は考えていないところでござい

す。

○3番（村山順次郎） 3回目でございますから、これで最後の場面かなと思います。

CO₂の関係は御説明でよく理解できました。ありがとうございます。

東村山市の燃やせるごみ以外の新清掃施設での処理をしていただきたいということの申入れの理由について、管理者に御答弁をお願いしましたが、手を挙げていただけませんでした。課長からの御説明は、基本的にはこの間の御答弁であったかなと思います。誠に残念であったということを申し上げ、引き続きこれは聞いていきたいと思います。

もう1点ですが、説明会の関係でお願いをいたしましたけれども、言うまでもないことですが、広域化協議についてはどの段階でも、市民の理解を得る手だて、取組は常に充実、改善を図っていただくことが必要だと考えております。当初の考えとして中間での説明会を行う予定がなかったとしても、検討いただくべきものと求めていますとともに、柳泉園組合議員として必要なことを絞って質問をし、お願いをしているところですが、柳泉園組合・東村山市加入協議会ないしは柳泉園組合・東村山市加入協議会幹事会で取り扱っていただくことについても御答弁がなかったように感じましたので、この点も残念であったということは述べておきたいと思います。

○6番（大林光昭） それでは、私からも2点ほど質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目であります。行政報告で会議の状況についても御説明をいただきました。それで、先ほど村山議員からも取り上げられましたけれども、清柳園焼却施設についてあります。この跡地の活用については、清瀬市からの有効活用の申出を前提にして事務連絡協議会で協議が進んでいると、こういう御答弁でありましたので、そのように承知をしております。今般、先ほど、新たな副管理者が御就任をされたということでもありますので、管理者と清瀬市長の間に、この間、何らかの協議はなされたのか。もしなされたのであれば、その内容についてお聞かせをいただきたいと思います。また、あわせて、改めて柳泉園組合としての今後の跡地活用の考え方、方向性についてお聞かせをいただきたいと思います。

2点目であります。工事請負契約及び委託契約の状況について御報告がありましたので、伺います。入札案件において、辞退というものが幾つか見られております。その主な理由です。辞退の理由を把握されていればお聞かせをいただきたいのと、入札における競争性の担保について何らかの取組、工夫があるのであれば、併せてお聞かせをいただきたいと思います。また、幾つかの契約で前年度を下回る契約金額のものが見受けられます。御承

知のとおり、人件費や材料費等の高騰が続いておりますので、入札の結果だということでもありますけれども、その要因について何らかの分析等がされているのであればお聞かせをいただきたいのと、あわせて、いわゆる工事であったり、委託契約であったり、そういった業務の品質の担保、管理というのはどのように行っているのかということをお聞かせください。

○管理者（富田竜馬） 清柳園の跡地活用についてでございます。原田清瀬市長が就任された際に、私より清柳園の跡地活用につきまして、清瀬市としてのお考え、御意向について改めて確認をさせていただきました。原田市長からは、清柳園の跡地活用について、これまでの経緯を踏まえ、活用に向けて協議を進めていただきたい旨の御回答をいただいたところでございます。今後に向けては、今年度におきまして両方で不動産鑑定評価を実施する予定となっております。鑑定評価の結果が得られ次第、その内容を十分に精査した上で、当該不動産の売却を前提とした具体的な協議を進めてまいりたいと考えております。

○総務課長（米持譲） それでは、工事請負契約及び委託契約の状況について答弁させていただきます。まず、入札辞退につきましては、以前より人手不足、技術者不足及び工期、条件面の制約によるものが主となっております。入札における競争性を担保するための取組や工夫につきましては、人件費や材料費の動向を的確に反映できるよう、積算基準や単価の見直しを適宜行い、予定価格の適正化に努めております。また、関係市の事業者をはじめ、一定の技術力を有する中小企業も参加しやすいよう、コンベヤ、ポンプ類及びファンなどの設備機器類の分離発注を進めるなど、多様な事業者が参入しやすい発注形態を検討の上、実施しているところでございます。

次に、物価高騰が続く中、前年度を下回る金額につきましては、新規参入事業者が増えるなど、競争が一時的に激化した結果として、前年度より低い落札額となるケースも見られます。総務課の管轄にはなりますが、こちらでは組合報作成及び配布業務委託が該当しております。こちらの事業者へ確認をさせていただいたところ、部材類につきましては在庫を持ち合わせていたこと、また、入札時が中東情勢の影響を受ける前であったことから、入札にあたり、事業者として、事業努力としての金額とさせていただく旨の御回答はいただいております。

次に、契約金額が前年度を下回る場合も含め、業務の品質管理をどのように行っているかについてでございます。必要な品質、性能、安全性が確実に確保されるよう、仕様書や設計図書において明確に定めております。また、工事であれば、業務担当者による随時の

確認や中間・完成検査、委託業務であれば、進捗報告や成果物のチェックなどを通して、契約どおりの品質が確保されているかを確認しております。落札率が一定水準を下回る案件につきましては、履行能力や体制の確認を行うとともに、履行段階においても、品質や安全面に特に留意しながら監督、検査を行っております。契約履行後には、必要に応じて事業者からの意見や指摘等を聴取し、次年度以降の発注や品質管理の向上につなげているところでございます。

○技術課長（横山雄一） それでは、契約金額についての御質問にお答えいたします。人件費や材料費が高騰している中、前年度と比較し減額した要因はとのお尋ねでございました。技術課の減額した契約案件につきましては、「行政報告資料」の1ページ、クリーンポート照明器具交換工事になります。こちらにつきましては令和4年度から計画的に実施しておりまして、令和8年度におきましては、柳泉園クリーンポート3階の253台をLED化する工事でございます。昨年度に比べまして465万3,000円の減額となっておりますが、こちらは、交換台数が昨年度に比べまして237台少ないことが減額の要因となっております。

○資源推進課長（近藤修一） 契約の関係の前年度を下回っている件についてでございます。資源推進課の管轄ですと、3ページの水質・臭気分析委託ですが、こちらは、前年度はその1、その2と分かれていますのですが、この合計額よりも今年度の契約金額は22万円ほど下回っております。こちらですが、前年度の3月に競争見積りを行った結果、不落となりまして、その後、契約期間を4月から9月までの半年間として再入札を行い、契約しております。予算額に不足が生じたため、第3回定例会で補正予算の可決後、その2として残りの6月間を対象とする入札を行い、契約しております。このため、半年ごとの契約よりも、今年度契約は1年を通した契約であるため、価格面で効率化されたものと考えております。また、前年度のその1から今年度の契約まで同じ事業者が落札しておりますが、前年度のその1を落札した際、この事業者にとっては本件契約は初めての契約でございました。このため、余裕を持たせた入札額になったのではないかと考えております。その後、その2や今年度の入札の際には、現場状況を熟知して、作業効率の向上や想定外に発生する費用リスク、そういったものの低減などの理由によりまして、結果として価格を抑えた入札額になったものと考えております。

次に、契約額の違いによる品質、作業内容の優劣、そういったものが発生しないかというお問合せでございます。こちらですが、本件は水質と臭気の実施でございます。全て法

令などに従って、環境計量士、または臭気判定士が実施いたしますので、作業内容や結果等について優劣が生じることは考えておりません。

○6番（大林光昭） 大変御丁寧に御答弁をいただきました。

まず、清柳園についてでありますけれども、管理者で適切に対応をしていただいて、これまでどおりの方向性で協議が進んでいくということでもありますので、協議の状況を見守っていきたいと思います。

それから、2点目、契約の状況であります。それぞれの減額の要因等々についてはよく理解をさせていただきました。ただ、一部でもありましたけれども、今、中東情勢の中で、テレビ報道等々でもナフサショックとか、様々な言葉が出ております。今後そういった影響が想定をされるわけでもありますので、今後についてはぜひ引き続き執行管理の中でしっかりと注視をしていただきたいということと、それから、入札についてでありますけれども、やはり、人の不足ということも、私は地域を回っていて、様々な事業者からお伺いをいたします。材料費の高騰もあるということでもありますので、やはり、先ほどもありましたけれども、分離発注であるとか、あるいは入札の時期を少し考えていただくとか、様々な方法があるのだらうと思います。より多くの事業者、関係市の中にもそういった関係の事業者というのはあると思いますので、そういったところが参加できる入札の在り方、契約の在り方というものをぜひ引き続き検討していただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（当麻一哉） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） では、以上をもって行政報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（当麻一哉） 「日程第5、議案第9号、損害賠償の額の決定についての専決処分について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第9号、損害賠償の額の決定についての専決処分についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園クリーンポートプラットホーム入口において発生した車両接触事故に関し、その損害賠償額を定め、和解を成立させるため、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議決を要すべきところ、その措置に特に緊急を要し、議会を招

集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただきました。したがって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして御報告させていただくものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（当麻一哉） 補足説明を求めます。

○総務課長（米持譲） 議案第9号、損害賠償の額の決定についての専決処分について、補足説明を申し上げます。

それでは、議案書より1枚おめくりください。「専決処分書 損害賠償の額の決定について」を御覧ください。本件は、一般持込車両がプラットホーム入口扉前で一時停止後、進入しようとした際、作動中の入口扉と当該車両が接触いたしました。これにより相手方車両の右側ドアミラー及び右側ボディーの一部を損傷させたため、当該修理費を支払う必要が生じたことから専決処分をさせていただきました。

1の事故発生日時は、令和8年1月19日（月曜日）午前10時頃でございます。

2の事故発生場所は、柳泉園クリーンポートプラットホーム入口でございます。

3の損害賠償の相手方は、清瀬市在住の方でございます。

5の損害賠償額は、49万6,174円でございます。

6の支払方法は、損害保険金により支払うものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（当麻一哉） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案第9号、損害賠償の額の決定についての専決処分についてに対する質疑をお受けいたします。

○6番（大林光昭） 私から質問をさせていただきます。改めて、こういった原因で事故が発生したのかということと、それを踏まえてということになりますけれども、再発防止策としてどのような対策を講じられたのか、講じられるのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○技術課長（横山雄一） それでは、プラットホーム入口扉接触事故についての御質問にお答えいたします。事故の原因と再発防止策はとのお尋ねでございました。まず、扉開閉に係るセンサーにつきましては、上がってくるスロープの途中に1つ、入口扉前に1つ、それと入口扉横、その3つを設置し、車両を感知しております。今回の事故の原因でござ

いますが、この事故を受けまして、当組合で検証を行いました。ただし、再現性が確認できず、原因究明には至らなかった状況でございます。ただ、センサーの突発的な不具合の可能性も排除できないと考えておりますので、今後の再発防止対策といたしましては、現在、週1回、センサーの自主点検及び感度調整等を実施しておりますが、いま一度メーカーに点検を依頼すること、さらに、いろいろな検証をしている中で、車両一時停止位置を明確にするため、看板の設置及び停止位置を道路上に表記することの対応をいたします。今回、相手方の車両を損傷させてしまったことは本当に申し訳なく思っております。様々な状況が起こり得る可能性があるかと再度認識いたしまして、今後このようなことがないよう引き続き点検を行いまして、必要があれば適宜具体的な対策を講じてまいります。

○6番（大林光昭） ありがとうございます。詳細を御説明いただきましたが、原因についてはなかなか難しいと。しかし、事故が起こっているわけですから、これがまた起こらないということもまた分からないということでもあります。やはり、この施設は安全第一で我々としては運営をしていただきたいということでもありますので。とはいえ、今でき得る再発防止策は講じていただいたということが確認できましたので、私からの質問は以上とさせていただきます。

○議長（当麻一哉） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） では、以上をもって議案第9号、損害賠償の額の決定についての専決処分についての質疑を終結いたします。

これより議案第9号、損害賠償の額の決定についての専決処分についてに対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 討論省略と認めます。以上をもって議案第9号、損害賠償の額の決定についての専決処分についての討論を終結いたします。

これより議案第9号、損害賠償の額の決定についての専決処分についてを採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（当麻一哉） 挙手全員であります。よって、議案第9号、損害賠償の額の決定についての専決処分については原案のとおり承認されました。

ここで、保谷なおみ議員より体調不良により欠席の連絡がありましたので、御報告いたします。

○議長（当麻一哉） 続いて、「日程第6、議案第10号、柳泉園組合行政手続条例の一部を改正する条例の専決処分について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第10号、柳泉園組合行政手続条例の一部を改正する条例の専決処分についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続法の一部改正に伴い、聴聞等の通知に係る公示送達の方法のデジタル化に関する規定を整備するため、条例の一部を改正したもので、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議決を要すべきところ、その措置に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただきました。したがって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして御報告させていただくものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（当麻一哉） 補足説明を求めます。

○総務課長（米持譲） 補足説明を申し上げます。

それでは、議案第10号、柳泉園組合行政手続条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

この条例改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備の一環として、行政手続法が改正されたことから条例を整備するものでございます。また、この条例改正により市民等に不利益を被る想定があることから専決処分をさせていただきました。

それでは、議案書より3枚ほどおめくりいただき、「議案第10号資料 柳泉園組合行政手続条例 新旧対照表」を御覧ください。

新旧対照表の第14条第3項について、具体的な公示内容を削り、「公示の方法」と用語の整理をしております。

次に、同条第4項について新たに設け、具体的な公示の方法を定義しております。公示送達の方法は、デジタル措置、インターネット等を利用して、不特定多数が閲覧できる状

態に置くこと、物理的・電子的措置、従来どおりの掲示場への掲示または事務所内の端末での表示と２段階で行うことを義務づけております。また、通知が到達したとみなす期間は、当該措置を開始した日から２週間を経過したときと明文化しております。

次に、第１５条第１項については、第１４条の改正に伴う文言整理でございます。

次の２ページの第２１条第３項については、第１４条第４項を準用対象に追加し、文言を「掲示を始めた」から「当該措置を開始した」に改め、内容といたしましては、聴聞の手続において、当事者や参加者への通知を公示送達で行う場合もインターネット閲覧等の「措置」を起点として期間を計算することを明確にしております。

次に、第２８条については、第１４条第４項を対象に加え、引用する項番号や文言を新しい条文に合わせて整理しております。弁明の機会の付与においても、公示送達に関する新ルールを適用するためのものでございます。

附則第１項ですが、施行期日につきましては、令和８年５月２１日から施行するものでございます。

次に、第２項の経過措置につきましては、施行日以後にする通知について適用し、施行日前にした通知については従前の例によるものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（当麻一哉） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案第１０号、柳泉園組合行政手続条例の一部を改正する条例の専決処分についてに対する質疑をお受けいたします。

○３番（村山順次郎） ３点ほどお聞きしたいと思います。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律及び行政手続法などの改正に基づく条例改正だと認識しております。国会の議論では、聴聞等の通知に係る公示送達のデジタル化についてはプライバシーに配慮する必要があるとの議論がございました。政府からも、氏名や、公示送達の対象であることなどの情報が容易に拡散される側面があると、その課題を認める答弁がございました。聴聞等だと思うのですけれども、これまでどのような現行制度により公示送達がされてきたのか。頻度というのですかね。聴聞なのかどうかもそうですが、これまでの公示送達の実施状況、これをお聞きしたいなと思います。

特段犯罪でもない市民が氏名とともに公示送達の対象となったということがホームページ等で公表、場合によっては拡散されてしまうという課題があると私は認識しております

が、特にプライバシーの配慮について、この条例改正でどのような手だてを取られるのか、伺いたいと思います。これが2点目です。

3点目も併せて聞きたいと思います。念のための確認なのですが、この直前に審査いたしました損害賠償に関する件ですとか、この後に審査いたします人事や給与に関する件については専決処分をするという、その必要性というものは一定理解するところなのですが、今ほどの提案説明で、この件について専決処分をする理由というものが、はてそうなのかなという印象を少し持ちましたので、お聞きしたいと思います。この条例改正の必要性の御認識がどこかの時点であって、これは、先ほど述べましたように、法改正に基づく状況の変化があったので条例改正をしたいということだと思うのですが、2月の第1回定例会に提案することも可能であったのではないのかなと思います。定例会に提案せずに、専決処分による条例改正となった理由のところをもう少し教えていただけますでしょうか。

○総務課長（米持譲） それでは、行政手続条例の一部改正につきまして、公示送達の実績、公示送達におけるインターネット閲覧等の措置に対するプライバシー悪用等の懸念についての御質問でございます。

今回の条例改正により、インターネット等を利用して不特定多数が閲覧できる状態に置くことを義務づけております。そのため、プライバシー悪用の懸念につきましては、個人情報において、ホームページでの公開の技術的な方法が示されているところでございますが、今後、関係市の運用状況等を把握した上で、対応につきましては判断していきたいと考えております。

また、公示送達の実績につきましては、ないところでございます。

続きまして、行政手続条例の専決処分についての理由でございます。当組合における条例改正等につきましては、原則として、立地市である東久留米市の条例改正に併せて同様の改正を講じているところでございます。そのため、関係市の会議日程等により、臨時会を開く時間的余裕がないことから専決処分をさせていただいているというところでございます。今回の行政手続法の改正につきましては、施行期日が5月21日であることから、今定例会までの間に相手方が不利益を被る可能性があることから専決処分をさせていただいたところでございます。柳泉園組合における想定といたしましては、ごみ処理手数料、資源回収物売払等の未納などでございます。

○3番（村山順次郎） すみません。討論で意見を述べて終わります。質問は以上です。

○議長（当麻一哉） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 以上をもって議案第10号、柳泉園組合行政手続条例の一部を改正する条例の専決処分についての質疑を終結いたします。

これより議案第10号、柳泉園組合行政手続条例の一部を改正する条例の専決処分についてに対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

○3番（村山順次郎） 議案第10号に反対の立場から意見を述べます。

2023年に改正されたデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律、いわゆるデジタル規制改革推進一括法により、デジタル技術の進展を踏まえた、その効果的な活用のための規制の見直しが進められています。その一環として書面掲示規制というものが改正されております。特定の場所において書面で掲示されていたものについて、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることで利便性の向上を図るとしています。この条例改正においては、行政機関が私人に通知等を行うにあたり、その者の所在が不明である場合等に一定期間掲示する制度である公示送達を、掲示板への掲出から、ホームページ、あるいは掲示板への掲出に変更するということであろうかと思います。情報を集積されるなど、利用価値が高まり、攻撃されやすく、情報漏えいを100%防ぐ永続的なシステム構築することは困難であります。また、一度漏えいした情報は流通して、売買され、取り返しはつきません。プライバシーの保護の観点から、従来とは異なる特別な対応が必要となると考えます。特に現在のデジタル社会では、集積された個人のデータが本人の知らないところでやり取りされ、分析や評価がされた上で、本人に不利益な使い方をされる問題が噴出しておりまして、日本の法制度の不備があらわになる事例がございます。行政手続条例に基づく公示送達は、主に聴聞等の通知に係るものということで認識をしておりますが、聴聞は何らかの不利益処分を行う際に行うものであります。現在の手法について、個人情報の保護などを含めて、大きな問題が指摘をされているわけでもございません。一方で、継続的にプライバシーを保護する仕組みとなり続けるのかについては懸念が残ります。また、プライバシーを保護するためには、継続的に公示送達の方法を検証し、改善していくこととなって、将来にわたる事務負担が生じることも考慮する必要があります。条例改正後の対応については、御答弁をいただきましたが、プライバシーへの配

慮については不安を感じるものであります。

また、専決処分の判断についてもお聞きいたしました。一概に否定するものではありませんが、専決処分をする際には、本当に専決処分が必要なのかどうかについては一つ一つ検証して御対応いただきたいということは述べておきたいと思います。

御答弁にもございましたが、関係市の取組などをよく把握して、公示送達が必要が生じる事態に備えて、プライバシーの保護などの観点での対応を具体化していただきたいということは意見として述べておきます。

以上の意見を述べ、議案第10号には反対をいたします。

○議長（当麻一哉） 次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 以上をもって議案第10号、柳泉園組合行政手続条例の一部を改正する条例の専決処分についての討論を終結いたします。

これより議案第10号、柳泉園組合行政手続条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（当麻一哉） 挙手多数であります。よって、議案第10号、柳泉園組合行政手続条例の一部を改正する条例の専決処分については原案のとおり承認されました。

○議長（当麻一哉） 「日程第7、議案第11号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第11号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、東京都及び東久留米市の条例改正に伴い、当組合においても同様の改正を行うため、条例の整備を要することから、令和8年3月26日に本条例の一部を改正した条例について、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただき、改正条例を公布いたしました。したがって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして御報告をさせていただくものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（当麻一哉） 補足説明を求めます。

○総務課長（米持譲） 補足説明を申し上げます。

それでは、議案第11号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

今回の条例改正は、東京都及び東久留米市の条例改正に伴い、特別休暇の名称変更、介護休暇の取得可能期間及び回数の変更、新たに子育て部分休暇の導入について改正するものでございます。

議案書より3枚おめくりいただき、「議案第11号資料 柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 新旧対照表」を御覧ください。

新旧対照表の第11条について、休暇の種類に子育て部分休暇を追加しております。

次に、第15条第2項について、介護休暇の取得可能期間は6月を超えない範囲から1年の期間内においてとし、取得回数3回までを必要と認められる期間及び回数について承認するものでございます。ただし、連続する1年の期間経過後であっても、さらに2回まで通算365日を限度として承認することができるとしております。

2ページを御覧ください。第16条について、子育て部分休暇を追加しております。

次に、別表2について、「生理休暇」を「健康管理休暇」へ名称変更をいたしております。

附則でございますが、施行期日につきましては、令和8年4月1日から施行するものでございます。

経過措置としまして、改正後の健康管理休暇及び子育て部分休暇の請求は施行日前においても行えるものとしております。

補足説明は以上でございます。

○議長（当麻一哉） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

○6番（大林光昭） それでは、私から質問をさせていただきます。

介護休暇についてですけれども、まず、利用実績をお聞かせいただきたいと思います。それから、介護休暇については規則で定められていると思います。規則を確認しますと、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日から起算して1週間前の日までに任命権者に請求しなければならない。また、介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して請求しなけ

ればならないとされておりますけれども、この理由をお聞かせいただきたいと思います。

それから、子育ての部分休暇についてでありますけれども、制度の目的をお聞かせいただきたいと思います。あわせて、今回、対象が9歳までということになっているかと思っておりますけれども、その理由をお聞かせいただきたいと思います。あわせて、子育て部分休暇が認められる事由はどういったものが具体的に想定をされているのかということと、それから、請求をする期間について、どのような考え方になるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○総務課長（米持譲） それでは、答弁をさせていただきます。

介護休暇等におけるお尋ねでございます。まず、当組合における介護休暇の利用実績につきましては、これまでに於いて実績はないところでございます。次に、規則において当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日から起算して1週間前の日までに請求しなければならないと定められている理由につきましては、介護休暇は比較的長期間にわたる取得が想定されることから、事前に職場として、代替要員の確保や業務分担の調整を行う必要がございます。1週間前までの請求期限を設けることで円滑な業務運営を確保することを目的としております。また、介護は突発的な対応が必要となる場合もありますが、継続的な介護が必要な状態では、一定の計画性を持って休暇を取得することが望まれます。請求期限を明確にすることで、職員自身が介護計画を立てやすくする効果もございます。次に、介護を必要とする一継続する状態について、初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して請求しなければならないとしている理由につきましては、初回請求時に一定期間をまとめて申請いただくことで、介護の必要性が継続していることを明確にし、制度の適正な運用を図ることを目的としております。また、初回の段階で一定期間の取得予定を把握することで、職場として代替体制の構築や業務配分の調整を計画的に行うことが可能となります。

次に、子育て部分休暇のお尋ねでございます。子育て部分休暇は、小学校低学年の子を養育する職員が、子の送迎や看護等、養育上の必要から生じる事情に対応できるよう、一日の勤務時間の全部、または一部について勤務しないことを認めるものでございまして、子育てと職務を両立できるよう支援し、職員が安心して職務に従事できる環境を整備することを目的として設けている制度でございます。特に、こどもの健全な育成を図るため、保護者が日常的にこどもと関わる時間を確保できるようにすることを重視しております。次に、対象年齢を小学校3年生までとしている理由につきましては、小学校低学年の児童

は、放課後の見守りや生活習慣の確立など、保護者の関わりが依然として重要な時期でございます。特に低学年は、急な体調不良や学校行事など、保護者の対応が求められる場面が多く、柔軟な勤務調整が必要となることから、部分休暇制度の対象として位置づけております。一方、小学校4年生以降は、こども自身の自立度が高まり、その必要性が相対的に低くなることから、養育支援として必要な期間として設定したものでございます。最後に、休暇の事由と請求の期間につきましては、養育する職員が子の送迎や看護等、養育上生じる事情に対応できるよう、小学校1年生から3年生の子を持つ職員に対して、1日につき2時間を超えない範囲で、30分を単位として取得できる第1号子育て部分休暇、または、1年につき77時間30分を超えない範囲で、1時間を単位として取得できる第2号子育て部分休暇として期間を定めてございます。

○6番（大林光昭） 御答弁ありがとうございました。

まず、介護については実績がないということは承知をいたしました。それから、一定の期間、これは、おっしゃるとおり、代替の方法ということを検討しなければいけないということがありますので、そういった期限が設けられていると。ただ、御答弁にあったとおり、突発的に介護を要する場合というのは当然あるわけで、これについてはまた別の方法でということでもいいのかどうか、その対応というものはどのようにされているのかということをもっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、子育てについてであります。目的についてはよく理解をいたしました。そこでお聞きしたいことは、今回はあくまでも小学校低学年ということで、4年生以上の高学年になってくると一定の自立がというお話がありましたので、小学校4年生以上になると自立度が高まるという根拠をお示しいただきたいと思います。西東京市も同様に条例を改正しておりますけれども、西東京市においては小学校就学期間中としておりますので、6年生まで子育て部分休暇は取れるようになっております。小学校6年生まで取れるようにすると何か課題が生じるのかどうかということについても併せてお聞かせください。

○総務課長（米持譲） まずは、突発的な際の今後の対応というところでございますが、現時点で我々は想定していないところでございますので、今後、関係市の状況を踏まえて検討をさせていただければと考えてございます。

次の、小学校3年生までとした根拠でございますが、こちらの根拠としては、我々は持ち合わせていないところでございます。西東京市では小学校就学期間中ということを確認させていただいたところでございますが、ただ、根拠といいますか、私が主観とし

で見ているところでは、環境学習の面で、やはり小学校４年生以降は、一気に自立度が目に見て分かる状況だということぐらいしか我々は答弁ができないところでございますが、そのような状況も踏まえて、関係市の状況を確認しながら、今後想定させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○６番（大林光昭） ありがとうございます。よく分かりました。今後検討していただけるということですので、そのようにしていただければと思います。私の質問は終わります。

○議長（当麻一哉） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 以上をもって議案第１１号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての質疑を終結いたします。

これより議案第１１号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてに対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 討論省略と認めます。以上をもって議案第１１号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての討論を終結いたします。

これより議案第１１号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（当麻一哉） 挙手全員であります。よって、議案第１１号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分については原案のとおり承認されました。

○議長（当麻一哉） 「日程第８、議案第１２号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第１２号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、東京都及び東久留米市の条例改正に伴い、当組合においても同様の改正を行うため条例の整備を要することから、令和8年3月26日に本条例の一部を改正した条例について、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただき、改正条例を公布いたしました。したがって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして御報告させていただくものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（当麻一哉） 補足説明を求めます。

○総務課長（米持譲） 補足説明を申し上げます。

それでは、議案第12号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

この条例改正は、令和7年人事院勧告及び東京都人事委員会勧告により、関係市の給与に関する条例の一部改正に伴う東久留米市の制度に準拠した改正をするものでございます。給料表について、管理職の職責の高まりを踏まえた給与のアップデートとして、課長級の見直しをしております。手当について、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る手当額を1万3,000円に引き上げ、自動車等使用者に対する通勤手当について、距離区分の見直し、支給金額の引上げ及び駐車場等の利用に対する手当を新設しております。また、地域手当について、東久留米市と同様に引き上げをしております。

それでは、議案書より8枚ほどおめくりいただきまして、「議案第12号資料 柳泉園組合職員の給与に関する条例 新旧対照表」を御覧いただければと思います。

まず、新旧対照表の第8条について、扶養手当の支給に関する扶養親族の範囲から配偶者を廃止し、扶養親族たる子の支給を1,500円引き上げ、1万3,000円とするものでございます。

次に、第10条第1項について、自転車等の片道2キロメートル未満の文言を削除しております。

次に、2ページを御覧ください。同条第4項ですが、駐車場等に係る通勤手当として、5,000円の範囲内と定めております。

次に、第23条ですが、勤勉手当について、勤勉手当基礎額の文言整理をするものでございます。

続いて、7ページを御覧ください。別表1について、4級1号給から4級36号給まで

を廃止し、以降を繰り上げることで、課長級における給料月額の中号水準の引き上げをしております。

続いて、11ページを御覧いただければと思います。別表2について、「2キロメートル未満」の区分を新設し、「10キロメートル以上15キロメートル未満」以降の区分の金額を変更してございます。

恐れ入ります。戻りまして、3ページを御覧ください。附則でございますが、第1項、施行期日等につきましては令和8年4月1日から施行するものでございます。

第2項、地域手当に関する特例措置として、地域手当を当分の間、100分の14としております。

第3項、号給の切り替えについて、4級の適用を受けている職員が切替日の前日に受けていた号給から切り替えるための号給の切替表を追加しております。

補足説明は以上でございます。

○議長（当麻一哉） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案第12号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてに対する質疑をお受けいたします。

○3番（村山順次郎） 地域手当に関する特例措置に関して、1点だけお聞きしたいと思います。昨年8月に示された人事院勧告及びその後の総務省通知によれば、令和8年度（2026年度）の支給割合は、東久留米市では14%です。多摩地域の多くの市では16%となる中で、その格差が生じております。また、多摩地域の中では、支給割合が16%を下回る通知を受けていながら、手だてを取って16%に引き上げている市というものもあると聞きます。厳しい社会情勢の中で、関係市や類似の他団体と比べて、地域手当の格差は致命的な結果を生むのではないかというおそれを感じております。控え目に言っても、職員の皆さんのモチベーションにも直結する課題かなと思います。今回のような東久留米市の基準に準じた条例改正の対応を取ると、関係市の中での格差が生じるケースも起こり得るのかなと。その際に、従来の積み上げはあると思いますが、関係市の中でよりよいほう、この場合では高いほうの基準に準じた条例改正をすることもできるのではないかなと。その必要がある場合もあるのではないかなと思います。地域手当を早急に16%に引き上げる必要があるという立場から、給与等の職員の皆さんの条件に係る条例改正の考え方を伺いたしたいと思います。

○総務課長（米持譲） 地域手当のお尋ねでございます。これまでも以前から、給与改正

等に伴いましては東久留米市の制度に準拠した改正をすると申し上げているところでございます。また、こちらの地域は東久留米市となりますので、同様の地域手当ですけれども、東久留米市議会でも、今後上げていく想定のような答弁はあったかと記憶はしているところでございます。

○3番（村山順次郎） 特に、職員の皆さんの給与等に係るところ、現在働いていただいている職員の皆さんのモチベーションの問題ということもさることながら、当組合の事務、事業にかかわらずということですが、社会的な一大課題という意味で言うと、人材確保ということは、この社会において、どんな事業をやろうとしても大きな課題になる社会情勢だと思います。募集をすれば望む人材が応募してくれる時代ではないということは断定的に言えると思います。その観点で言うと、従前は、今御答弁にあった考え方に基づいてこれらの条例改正がされるというお考えがあることは承知しているのですが、それだけでは不足がある場合もあると。その顕著な事例が今回の地域手当ではないかなと思います。討論的な意見になりましたが、以上を述べて、終わります。

○議長（当麻一哉） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 以上をもって議案第12号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての質疑を終結いたします。

これより議案第12号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてに対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 討論省略と認めます。以上をもって議案第12号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての討論を終結いたします。

これより議案第12号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（当麻一哉） 挙手全員であります。よって、議案第12号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分については原案のとおり承認されました。

○議長（当麻一哉） 「日程第9、議案第13号、柳泉園組合公告式条例の一部を改正す

る条例」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第13号、柳泉園組合公告式条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法改正による条例の公布に伴う管理者の署名に代わる措置に係る規定を追加するとともに、条例及び規則の公布方法等を見直すことについて条例を整備する必要があることから御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（当麻一哉） 補足説明を求めます。

○総務課長（米持譲） 補足説明を申し上げます。

本議案は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行による地方自治法改正に伴い、公告等についてインターネットの利用による公表を可能とし、署名押印に代わる措置に係る規定を追加するとともに、条例及び規則の公布方法等を見直すことについて関連する規定を整備するため、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案書より2枚ほどおめくりいただき、「議案第13号資料 柳泉園組合公告式条例 新旧対照表」を御覧ください。

まず、第2条第1項について、管理者の署名に、総務省令で定める署名に代わる措置として電子署名等が含まれることを明記してございます。

次に、同条第2項について、公布の方法として、柳泉園組合及び関係市の掲示場に掲示に加え、組合ホームページに掲載して行う規定に改めております。

次に、第3条の規則の公布について、これまで条例の公布に準ずるとしていたことから管理者の署名を要するとしていたものを記名に改めるとともに、条例の公布と同様に、柳泉園組合及び関係市の掲示場に掲示し、及び組合ホームページに掲載して行う規定に改めております。

次に、第4条の規程の公表について、管理者印の押印を不要とし、条例、規則の公布と同様に、柳泉園組合及び関係市の掲示場に掲示し、及び組合ホームページに掲載して行う規定に改めております。

次に、第5条について、引用条項を整理し、内容の重複する第2項を削除しております。

次の2ページを御覧ください。第6条については、対象となる法形式の文言を整理しております。

最後に附則になります。施行期日は、公布の日から施行となります。

補足説明は以上でございます。

○議長（当麻一哉） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより議案第13号、柳泉園組合公告式条例の一部を改正する条例に対する質疑を受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 質疑なしと認めます。以上をもって議案第13号、柳泉園組合公告式条例の一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○3番（村山順次郎） 賛成の立場で討論をしたいと思いますので、取り計らいをお願いします。

○議長（当麻一哉） 承知しました。

これより議案第13号、柳泉園組合公告式条例の一部を改正する条例に対する討論を受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。

○3番（村山順次郎） 議案第13号、柳泉園組合公告式条例の一部を改正する条例に賛成する立場で意見を述べます。

この条例改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、条例の公布などにおける管理者の署名に係る規定に署名に代わる措置に係る規定を追加して、条例、規則などの公布方法を変更して、掲示とともに、ホームページにも掲載するようにするものです。条例の制定及び改正における管理者の署名は、選挙で選ばれた市長が兼務すべき管理者がその権限を適切に行使し、掲示板に掲示することで、市民にもその執務を公表して、公平公正な事務の執行を担保する制度だと考えております。管理者の責任を明確にするとともに、管理者自ら条例等を公布したことを客観的に確認し、万が一にも改変などが起こらないように、原本性、これを確保し、事後にもそれを確認可能にするための仕組みであります。今回の条例改正により、今後は

管理者の署名とともに、署名に代わる措置も選択可能となりました。その措置を採用する際には、管理者が自らの意思で署名したこととともに、事後においては改変・改悪されない仕組みを採用するなど、十分な検討の上で変更すべきものと考えます。この点は十分留意をしていただくことを要望いたします。同時に、ホームページにおける条例の公布などの情報を掲載する際には、市民が確認しやすい工夫、これをお願いしたいと思います。

以上の意見を述べ、議案第１３号には賛成をいたします。

○議長（当麻一哉） 以上をもって議案第１３号、柳泉園組合公告式条例の一部を改正する条例の討論を終結いたします。

これより議案第１３号、柳泉園組合公告式条例の一部を改正する条例を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（当麻一哉） 挙手全員であります。よって、議案第１３号、柳泉園組合公告式条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

間もなく休憩時間となりますが、議事進行の状況から、予定どおり、休憩を取らず議事を進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 異議なしと認めます。それでは、議事を進行いたします。

○議長（当麻一哉） 「日程第１０、議案第１４号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第１４号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び柳泉園組合職員の給与に関する条例の適用を受ける職員との均衡を踏まえ、条例を整備する必要があることから御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（当麻一哉） 補足説明を求めます。

○総務課長（米持譲） 補足説明を申し上げます。

それでは、議案第14号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例改正は、令和7年人事院勧告及び東京都人事委員会勧告により関係市の会計年度任用職員に関する条例の一部改正が行われ、当組合においても同様の改正を行うものでございます。

改正の概要でございますが、期末勤勉手当支給率の変更、特別休暇の名称変更及び新たに子育て部分休暇等の導入の改正となります。

議案書より2枚おめくりいただきまして、「議案第14号資料 柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例 新旧対照表」を御覧ください。

新旧対照表の第16条第2項では、期末手当の支給月数は再任用職員を除く正規職員と同一の1.2625月、年間2.525月とするものでございます。

次に、同条の2第2項ですが、勤勉手当の支給月数は再任用職員を除く正規職員と同一の1.1875月、年間2.375月とするものでございます。

続いて、2ページを御覧ください。別表第1、事由の項について、「生理休暇」を「健康管理休暇」へ名称変更をしております。

また、別表第1及び別表第2について、育児休業及び介護休業の申出があった場合として表の整理をしております。

1ページにお戻りいただければと思います。附則でございますが、施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（当麻一哉） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより議案第14号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 質疑なしと認めます。以上をもって議案第14号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

これより議案第14号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 討論省略と認めます。以上をもって議案第14号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例の討論を終結いたします。

これより議案第14号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（当麻一哉） 挙手全員であります。よって、議案第14号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって令和8年第2回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 0時01分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 当 麻 一 哉

議 員 原 かずひろ

議 員 斉 藤 まさひろ